

費用について

市区町村の利用決定による措置制度での利用となります。入居金などはなく、年間の収入から、生活に対して負担のない範囲での費用を費用徴収として市区町村にお支払いいただきます。

《例1》

参考例

《例2》

①年金収入(前年1月～12月末まで)	60万円
②医療費(前年1月～12月末まで)	10万円
③社会保険料 (国民健康保険料2万円・介護保険料3万円)	5万円
④対象収入(所得) <<①-(②+③)>>	45万円

①年金収入(前年1月～12月末まで)	100万円
②医療費(前年1月～12月末まで)	10万円
③社会保険料 (国民健康保険料2万円・介護保険料3万円)	5万円
④対象収入(所得) <<①-(②+③)>>	85万円

④対象収入**45万円**を費用徴収基準に定める階層区分に当てはめると、**11階層**に該当しますので、当年7月～翌年6月までは、**14,100円/月**となります。

④対象収入**85万円**を費用徴収基準に定める階層区分に当てはめると、**25階層**に該当しますので、当年7月～翌年6月までは、**43,800円/月**となります。

※ 具体的費用については市区町村が決定します。
詳しくは市区町村にお問合せください。

Q&A



養護老人ホームでの生活

Q 外出や外泊は出来るの？

A 原則、可能です。ご本人の心身状態により、単独での外出などは控えて頂く場合もあります。

Q 面会の時に差し入れを持って行って良いですか？

A 特に問題はありませんが、利用される方の健康状態や管理上・衛生上の配慮から職員に必ずお声かけください。

Q 施設内で飲酒や喫煙はできるの？

A 可否は各施設にお問い合わせください。

Q お部屋は何階になりますか？選べるのでしょうか？

A お身体の状況により変わりますので、入居時に決定させていただきます。また施設を利用される皆様の状況により、お部屋を変更させていただくことがあります。

Q テレビや冷蔵庫などの電化製品は持ち込めますか？

A 施設によって取扱いが異なりますのでお問い合わせください。電気代がかかる場合もあります。

Q 施設に入居してもまた地域で暮らすことはできますか？

A できます。

Q 収入がなくても入居できるの？

A 入居できます。詳しくは市区町村にお問合せください。

費用

Q 市区町村に払う費用以外にかかるものは？

A 医療費、日用品、嗜好品等が自己負担となります。

Q 入居した後も生活保護費はもらえますか？

A 「医療扶助」のみ受けられる場合があります。入居時の貯蓄や年金額などにより地方自治体(市区町村)が決定します。